

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊秋田駐屯地
第383会計隊長 佐藤 正和

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

記

No	件 名	規 格	単位	数量	搬出期限	搬出場所
1GP	(使用済) 人員輸送車 2 号 (4 × 4) (三菱)	別紙 2 (車両識別情報) のとおり	台	1	代金納付の日から 5 日以内 (令和8年11月30日までに搬出)	陸上自衛隊秋田駐屯地
2GP	(使用済) 業務車 4 号 (募集広報用) (トヨタ)	別紙 4 (車両識別情報) のとおり	台	1	代金納付の日から 5 日以内 (令和8年11月30日までに搬出)	陸上自衛隊秋田駐屯地

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の買受け」に係る等級がA、B、C、D等級であること。
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊秋田駐屯地 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

現場説明会を実施する。
入札日時場所：令和8年5月28日（木） 13時30分 陸上自衛隊秋田駐屯地 旧B会議室 （13時20分開場）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争入札参加資格

- ア 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」のA、B、C又はD等級に格付けされ東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- イ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ウ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- エ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- オ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の参加は認めない。
- カ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- キ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ク 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- ケ 上記キの「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (ア) 資本関係がある場合
- 次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについては子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。又は、aについて子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。
- a 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

- (イ) 人的関係がある場合
次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
- a 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選人された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社より落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(ア)又は(イ)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- コ 現場の確認をしていること。または、現場確認をしなかったことによって生じる不利益は買取人の負担とすることを了承のうえ参加すること。
- (2) 現場説明会の場所及び日時
- ア 場 所 陸上自衛隊秋田駐屯地
- イ 日 時 令和8年5月13日(水)～令和8年5月22日(金)(土日祝日を除く)AM09時00分～12時00分
PM13時00分～16時00分の間
- ※事前に担当者に連絡し、日時の調整をすること。
- (3) 契約条項を示す場所
- ア 陸上自衛隊秋田駐屯地 第383会計隊 事務室
- イ 東北方面会計隊入札情報(HP)<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/neahq/koukoku/finindex.htm>
- (4) 入札の日時及び場所
- ア 日 時 令和8年5月28日(木) 13時30分 (13時20分開場)
- イ 場 所 陸上自衛隊秋田駐屯地 旧B会議室
- ウ 郵便入札期限 郵便等により入札書を提出する場合は、事前に分任契約担当官の承認を受けるものとし、入札書を封筒に入れて封入口及び継目に捺印し、その封筒の表に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「〇月〇日〇時〇分開札(件名・入札書在中)」と朱書して、更にそれを二重封筒とし、入札日前日(前日が行政機関が定める休日の場合は、その前日)の09時00分までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。また、送付した旨を契約担当者まで通知するとともに、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。
- エ 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札は次のとおりとする。
- (ア) 再度入札日時場所: 令和8年6月1日(月) 13時30分 陸上自衛隊秋田駐屯地 幹部食堂 (13時20分開場)
- (イ) 再度郵便入札期限: 再度入札日当日09時00分まで本官の手元に届いたものに限り有効とする。
- (5) 落札決定方法
- ア グループ別総額(税抜) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ リサイクル券は、車両と同時に引き渡すため、入札価格にリサイクル料金を加算すること。
- ウ 当隊所定の予定価格以上の最高価格の入札者を落札者とする。
- エ 落札となるべき入札をした者が2社以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。くじを引かない場合は入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- (6) 保証金に関する事項
- ア 入札保証金: 免除とする。ただし落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続をしない場合には、落札金額の5/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金: 免除とする。ただし契約者が契約を履行しない場合には、契約金額の10/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (7) 入札の無効
- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- イ 代理人の資格のない者の行った入札(代理人による入札の場合、入札前に委任状を提出)
- ウ 入札金額、入札者氏名及び押印された印影が判別しがたい場合
- エ 上記(4)ウで示した時間までに到着しなかった郵便による入札
- オ 入札者等の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- カ その他、入札に関する条件に違反した入札
- (8) 契約書作成の要否
- ア 落札者は、落札決定後遅滞なく「陸上自衛隊駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成提出する。
- イ 契約成立の時期は、契約書に双方が記名押印した時とする。
- (9) 契約条件の概要
- ア 契約者は国側の承認を得ないで本契約の権利、義務を第三者に譲渡を認めない。また、一括下請けさせること、担保に供することも認めない。

(10) 入札書の記載

ア 金額の訂正及び修正液の使用は無効とする。

イ 入札書を提出する場合、次の誓約事項に同意のうえ、入札書に記載する。

(ア) 当社(私(個人の場合))は、当団体(団体の場合))は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

(イ) 上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

(11) その他

ア 電報・電話による入札は認めない。

イ 入札日時に遅れた者の入札は認めない。

ウ 入札参加者は、資格審査結果通知書の写しを入札前に提出すること。

エ 代表権のない者の入札は無効となるため、代理人による入札の場合は、入札前に委任状を提出すること。

オ 代金の納付は、歳入徴収官の発行する納入告知書又は契約担当官の口頭告知により、指定された期日及び場所に納付するものとする。

カ 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。

キ 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。

ク 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。

ケ 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

コ 適用する契約条項

(1) 契約条項 不用物品売払契約条項

(2) 特約条項 談合等の不正行為に関する特約条項・暴力団排除に関する特約条項・中古品の売払いに関する特約条項

カ 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本入札が中止された場合であってもその保証を請求することができないものとする。

キ その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒011-0901 秋田県秋田市寺内將軍野1

入札に関する事項

陸上自衛隊秋田駐屯地 第383会計隊 契約班

TEL 018-845-0125 内線 347 (担当: 鎌田)

FAX 018-845-0294

売払物品及び現場確認に関する事項

陸上自衛隊秋田駐屯地 業務隊 管理科 輸送班

TEL 018-845-0125 内線 318 (担当: 富樫)